

生駒市まちをきれいにする条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市まちをきれいにする条例(平成22年9月生駒市条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(回収容器)

第2条 条例第11条に規定する空き缶等を回収する容器(以下「回収容器」という。)は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 30リットル以上の容積を有するものであること。
- (2) 金属、樹脂その他容易に破損しない材質であること。
- (3) 安定性があり、かつ、空き缶等の投入が容易にできる形状であること。
- (4) 見やすい部分に回収容器である旨の表示をしているものであること。

2 回収容器は、自動販売機から概ね5メートル以内で空き缶等の投入に支障のない場所に設置しなければならない。

(空き地等の不良状態)

第3条 条例第13条に規定する不良状態は、次に掲げる状態とする。

- (1) 概ね1メートル以上の雑草を空き地等の面積の概ね2分の1以上の範囲で繁茂させている状態
- (2) 廃棄物等を空き地等の面積の概ね2分の1以上の範囲で堆積させている状態
- (3) 前2号に掲げるもののほか、空き地等の雑草の繁茂状況又は廃棄物等の堆積状況により、市長が不良状態と認める状態

(環境美化活動の支援内容等)

第4条 条例第15条第2項に規定する支援は、次に掲げる事項とする。

- (1) 活動に必要な物品等の支給又は貸出
- (2) 活動により収集されたごみ等の回収
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の支援は、予算の範囲内において行うものとする。

(環境美化推進員証等)

第5条 市長は、条例第16条第1項に規定する環境美化推進員(以下「推進員」という。)に、環境美化推進員証(様式第1号)及び腕章を交付する。

2 推進員は、環境美化推進に関する啓発活動その他必要な活動を行うときは、前項の環境美化推進員証を携帯するとともに、腕章を着けなければならない。

3 推進員は、関係人の請求があるときは、第1項の環境美化推進員証を提示しなければならない。

(推進員の活動内容)

第6条 条例第16条第2項に規定するその他必要な活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 活動地域の状況報告に関する活動
- (2) 活動地域の環境美化の推進のための意見に関する活動

(立入調査職員証)

第7条 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第2号のとおりとする。

(勧告)

第8条 条例第18条の規定による勧告は、勧告書(様式第3号)により行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、口頭により行うことができる。

(命令)

第9条 条例第19条第1項の規定による命令は、命令書(様式第4号)により行うものとする。

(公表の方法)

第10条 条例第19条第2項の規定による公表は、市役所前の掲示場への掲示、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他市長が相当と認める方法により行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第11条 条例第19条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、口頭であることを市長が認めたときを除き、命令に係る公表に対する意見書(様式第5号)を提出させて行うものとする。

2 市長は、前項の意見書の提出期限(口頭により意見を述べる機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当の期間において、条例第19条第1項の規定による命令に従わなかった者に対し、意見陳述機会の付与通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(過料処分)

第12条 条例第21条の規定による過料の処分(以下「過料処分」という。)に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の3の規定による告知は告知書(様式第7号)により行うものとし、同条の規定による弁明の機会の付与は弁明書(様式第8号)を提出させて行うものとする。

2 過料処分は、過料処分決定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(施行の細目)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

(表)

環境美化推進員証		第 号
氏 名		
住 所		
生年月日		
上記の者は、生駒市まちをきれいにする条例第16条の規定による環境美化推進員であることを証明します。		
年 月 日		
	生駒市長	印
有効期限		
	年 月 日から	
	年 月 日まで	

(裏)

生駒市まちをきれいにする条例(抜粋)

(環境美化推進員の設置)

第16条 市長は、環境美化の推進を図るため、環境美化推進員を置くことができる。

2 環境美化推進員は、市内における環境美化の推進に関する啓発活動その他必要な活動を行うものとする。

様式第2号(第7条関係)

(表)

第 号	
立入調査職員証	
写 真	氏 名 所 属 生年月日
<p>上記の者は、生駒市まちをきれいにする条例第17条の規定による立入調査を行う者であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">生駒市長 印</p>	

(裏)

生駒市まちをきれいにする条例(抜粋)

(調査及び指導)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該必要な場所に市長の指定する職員を立ち入らせ、調査及び指導をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第3号(第8条関係)

第 号
年 月 日

殿

生駒市長



勸告書

生駒市まちをきれいにする条例第18条の規定により、下記の措置を講ずるよう勧告します。

記

1 日時	
2 場所	
3 違反の内容	
4 講ずるべき措置	
5 履行期限	

殿

生駒市長



命 令 書

生駒市まちをきれいにする条例第18条の規定により、 年 月 日付
け 第 号で必要な措置を講ずるよう勧告しましたが、この勧告に従わな
かったので、同条例第19条第1項の規定により下記の措置を講ずるよう命令します。
なお、同条例第8条又は第9条の規定に違反した者で正当な理由なくこの命令に従わ
ないときは、同条例第21条の規定により、2万円の過料に処されます。

また、正当な理由なくこの命令に従わないときは、同条例第19条第2項の規定に
より、住所及び氏名（法人等にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の
氏名）、命令の内容、違反の事実その他市長が必要と認める事項を公表することがあります。

記

1 日 時	
2 場 所	
3 違反の内容	
4 講ずるべき措置	
5 履行期限	

（行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による教示）

様式第5号（第11条関係）

命令に係る公表に対する意見書

年 月 日

生駒市長 殿

住 所

氏 名

㊞

連絡先

（法人等にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

生駒市まちをきれいにする条例第19条第2項の規定により、次のとおり意見を述べます。

<意見>

備考

- 1 この意見書と併せて証拠書類等を提出することができます。
- 2 代理人による意見陳述の場合は、委任状を添付してください。
- 3 提出期限までに意見書の提出がない場合は、意見陳述の機会を失います。

殿

生駒市長



意見陳述機会の付与通知書

生駒市まちをきれいにする条例第19条第2項の規定により、下記のとおり意見を述べる機会を付与しますので、意見がある場合は、命令に係る公表に対する意見書に意見を記載し、提出してください。

記

予定される公表の内容	
公表の根拠となる条例の条項	
公表の原因となる事実	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	
備 考	

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

殿

生駒市長



告 知 書

あなたは、生駒市まちをきれいにする条例第 条の規定に違反し、かつ、同条例第19条第1項の規定による命令に従わなかったため、同条例第21条の規定により過料の処分の対象となります。

この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

日 時	
場 所	
違 反 の 内 容	
命 令 の 内 容	
弁 明 の 方 法	
弁明書の提出期限	
提 出 先	

殿

生駒市長



過料処分決定通知書

生駒市まちをきれいにする条例第21条の規定により、下記のとおり過料に処する。

記

過料の額	20,000円	
違反の事実	日時	
	場所	
	内容	
過料に処された原因		

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示)